

令和6年度

就学援助制度適正化検討委員会 資料

山口市就学援助制度の現状と課題

学校教育課

就学援助制度の根拠

学校教育法第19条に基づき、経済的に就学困難な児童生徒を市町村は支援することとなっている。

学校教育法第19条

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」

就学援助の対象者

要保護者と準要保護者

要保護者	準要保護者
生活保護法第6条2項に該当するもの	要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの

山口市の就学援助制度

対象者要件

1 収入が一定の基準以下である

2 次のいずれかに該当する方

①児童扶養手当を受給している方

②当該年度の市民税が非課税または減免されている方

③個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかが減免されている方

④世帯の被保険者全員の国民健康保険料が全額免除されている方

⑤生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会の制度)を受けている方

⑥生活保護を受けていたが、最近停止または廃止になった方

3 上記1、2以外の方で今年になって、病気・失業等によって収入が激減された方

山口市の就学援助制度

援助内容

(単位:円)

		区分1		区分2		区分3	
		生活保護基準の 1.3倍未満		生活保護基準の 1.3倍～1.5倍未満		生活保護基準の 1.5倍～1.87倍未満	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
給食費		実費		実費の2分の1		実費の2分の1	
学用品費		16,300	27,900	—		—	
新入学用品		57,060	63,000	57,060	63,000	—	
修学旅行		実費 22,690以内	実費 60,910以内	実費 22,690以内	実費 60,910以内	—	
校外活動	泊無	実費 1,600以内	実費 2,310以内	—		—	
	泊有	実費 3,690以内	実費 6,210以内	—		—	
医療費		実費		実費		実費	

生活保護基準は
平成24年12月
時点のものを使用

国の支援状況

○要保護者 国の支援あり(補助対象額1/2)

○準要保護者 国の支援廃止(平成17年度～)



国庫補助廃止に伴い、全国多くの自治体で制度見直しの動き

【山口市の制度見直し検討】

- 1 平成19年度 適正化検討委員会
- 2 平成23年度 適正化検討委員会
- 3 平成26年度 適正化検討委員会
- 4 平成29年度 適正化検討委員会
- 5 令和 2年度 適正化検討委員会

【平成19年度】検討内容と結果

1 需要額算定上の課題

①生活保護基準は収入を基準としているため、需要額算定は所得基準から収入基準に変更すべき

【提言】生活保護基準と整合性をとるのが適切と思われる

⇒収入基準に変更

②段階的援助内容導入の是非

【提言】収入の高低に対応してない横並びの支給を改め、収入状況に応じた段階的な支給が適切と考えられる

⇒収入に応じた3段階の区分を導入

③持家と借家における住宅基準額の適正

【提言】生活保護基準の住宅扶助は借家を前提にしているため、持家に適用するのは適切ではない

⇒一律から、持家(13,000円)、借家(40,000円)に区分変更

2 学用品費、新入学用品費の支給額は妥当か

【提言】現在支給している支給品目のうち支給金額が不足している品目の適正額の検討が必要である

⇒実態に基づく金額の増額

【平成23年度】検討内容と結果

1 需要額算定上の課題

①需要額を1.3倍、1.3倍～1.5倍、1.5倍～1.87倍にすることは適切か

【提言】収入状況に応じて段階的な支給となっているため、援助が必要な方に届く制度となっている

⇒段階的な支給の継続

②住宅扶助基準の持家と借家の区別は適切か

【提言】住宅扶助基準（借家40,000円、持家13,000円）は必要な基準のため、差異は必要

⇒引き続き住宅扶助基準は持家と借家で区別する

2 支給品目として支給すべきか

要保護児童生徒援助費補助金の改正による支給品目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）の対応

【提言】就学援助制度の平等性を考えた時に、一律に支給していくことは適切でない

⇒一律に支給するのは困難、他市の動向を注視

【平成26年度】検討内容と結果

1 需要額算定上の課題

①需要額を1.3倍、1.3倍～1.5倍、1.5倍～1.87倍にすることは適切か

【提言】きめ細やかな本市の就学援助制度として定着しており当面は継続すべき

⇒社会経済の動向を注視して援助を継続

②住宅扶助基準の持家と借家の区別、金額は適切か

【提言】借家を持家よりも優遇する合理的な理由に乏しいと思われる

⇒借家について持家の金額と同一に変更

2 援助のあり方に関する課題

①支給品目

【提言】支給品目については適切である

⇒支給品目変更なし

②支給品目ごとの支給額は妥当か

【提言】概ね適切である

⇒支給額変更なし

【平成29年度】検討内容と結果

1 需要額算定上の課題

①需要額区分の適正(区分3の見直し)

【提言】他制度の制度改正等注視しつつ認定基準の見直しが必要

⇒きめ細やかな本市特有の就学援助として定着しているため区分3は継続

2 援助のあり方に関する課題

①新入学学用品費前倒し支給制度導入の是非

【提言】入学の準備にかかる費用は高額になるため、前倒し支給は必要

⇒前倒し支給制度を導入

②支給品目ごとの支給額の妥当性

【提言】概ね妥当であるが、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費は国の予算単価へ見直しが必要

⇒新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費は国の予算単価へ変更

③その他

【提言】制服の買い替えに対する支援について

⇒制服バンクなどで一律に買い替えが生じていないため、追加しない

【令和2年度】 検討内容と結果

1 援助のあり方に関する課題

①支給品目ごとの支給額の妥当性

【提言】概ね妥当であるが、卒業アルバム代の支援の検討が必要

⇒支給額変更なし

②オンライン学習通信費

【提言】ICT教材を活用した自宅学習には、通信費等の保護者負担が生じるため支援が必要

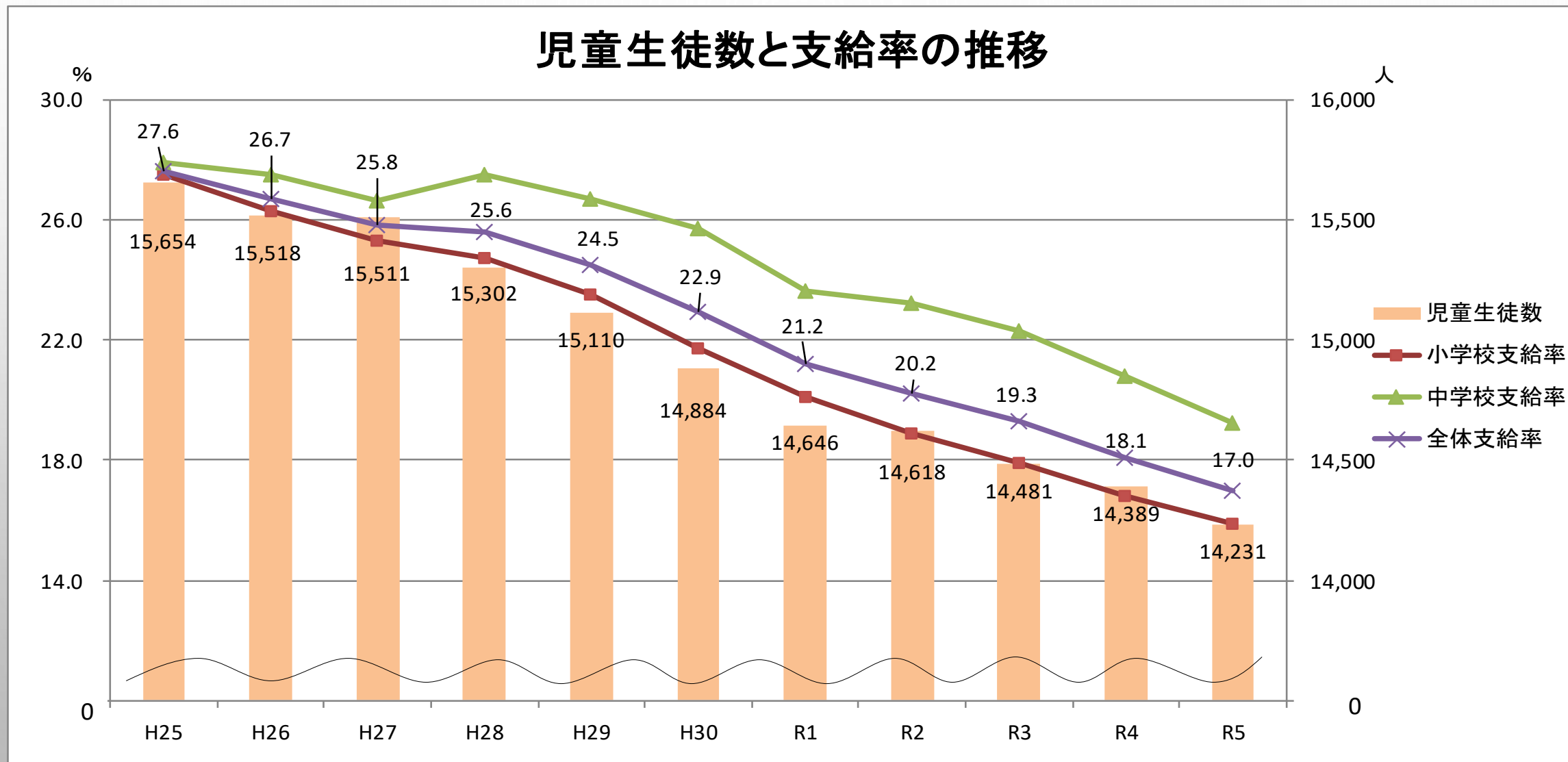
⇒就学援助対象世帯に補助金という形で令和3年度より支給開始

③その他

【提言】需要額算定に用いる生活保護基準の検討が必要

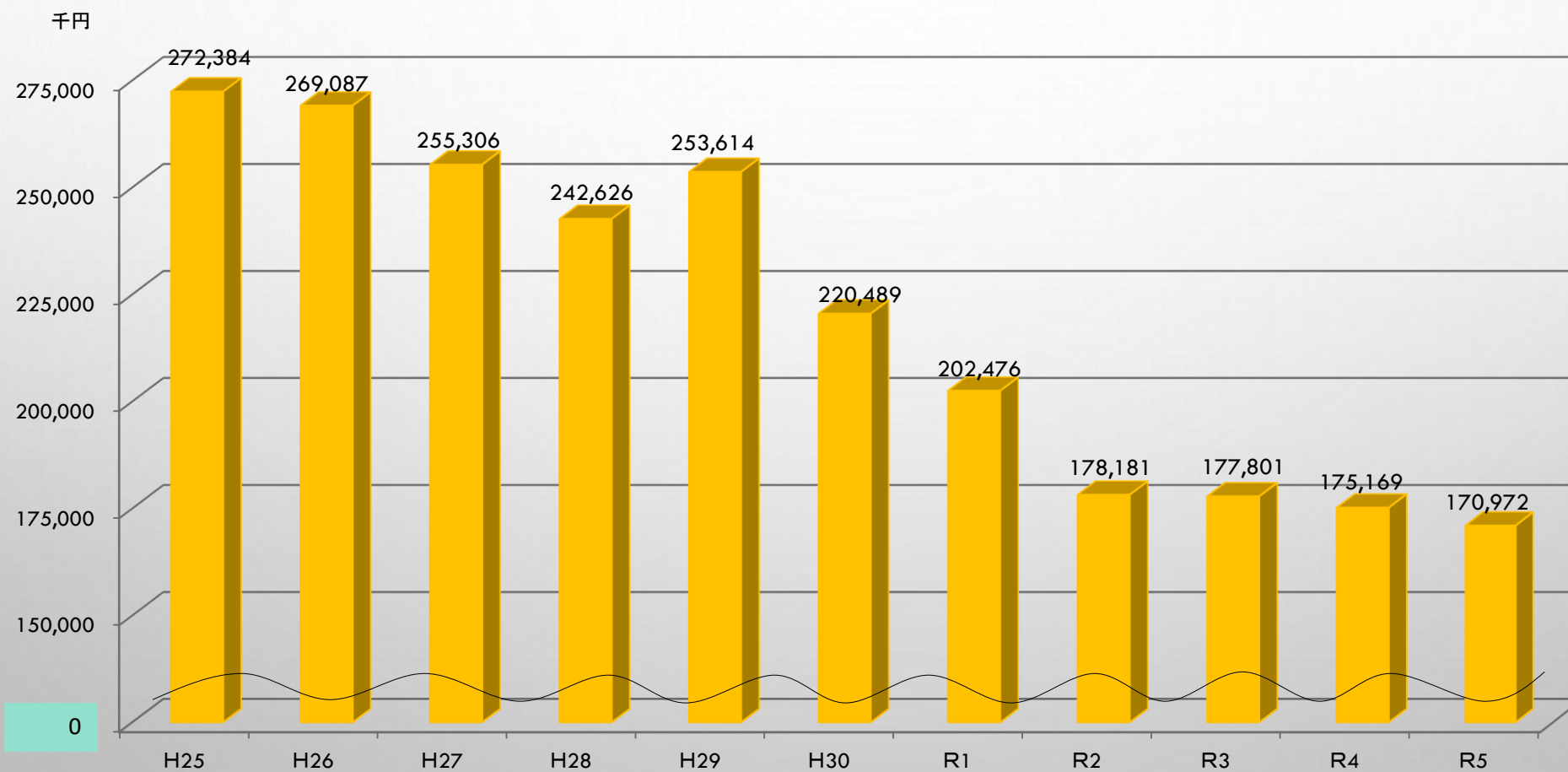
⇒新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し変更なし

現状1 児童生徒数と支給率の推移

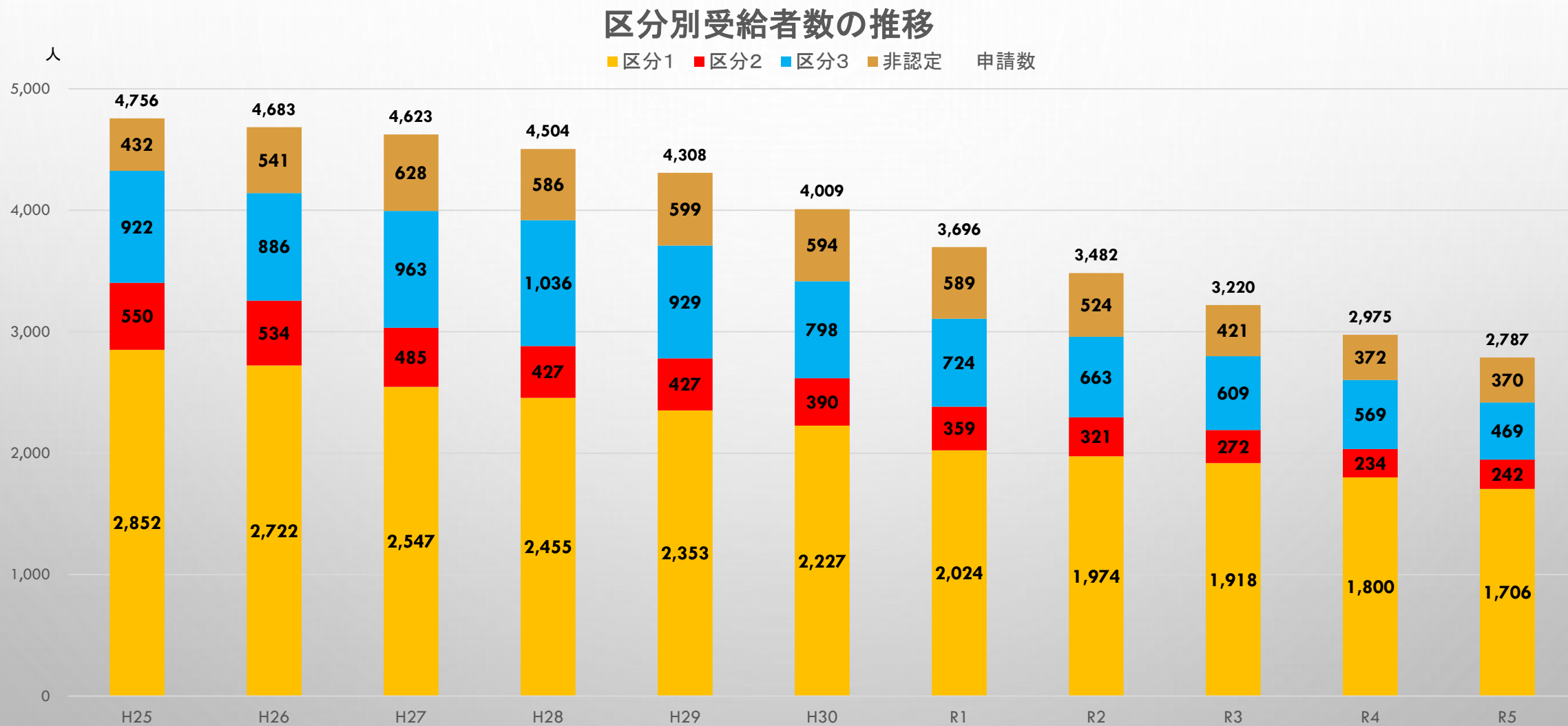


現状2 支給額の推移

就学援助費の支給額の推移

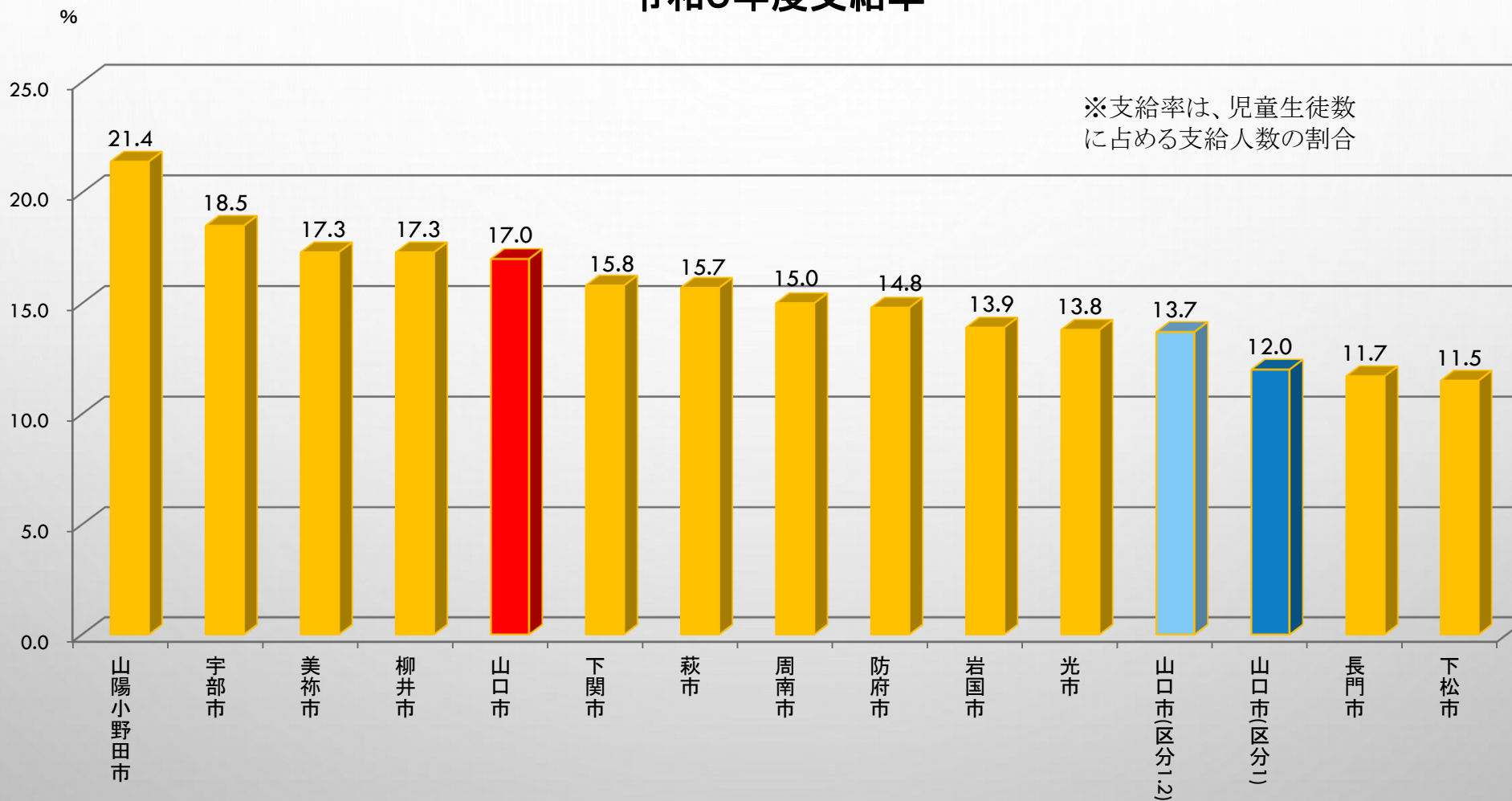


現状3 区分別受給者数の推移



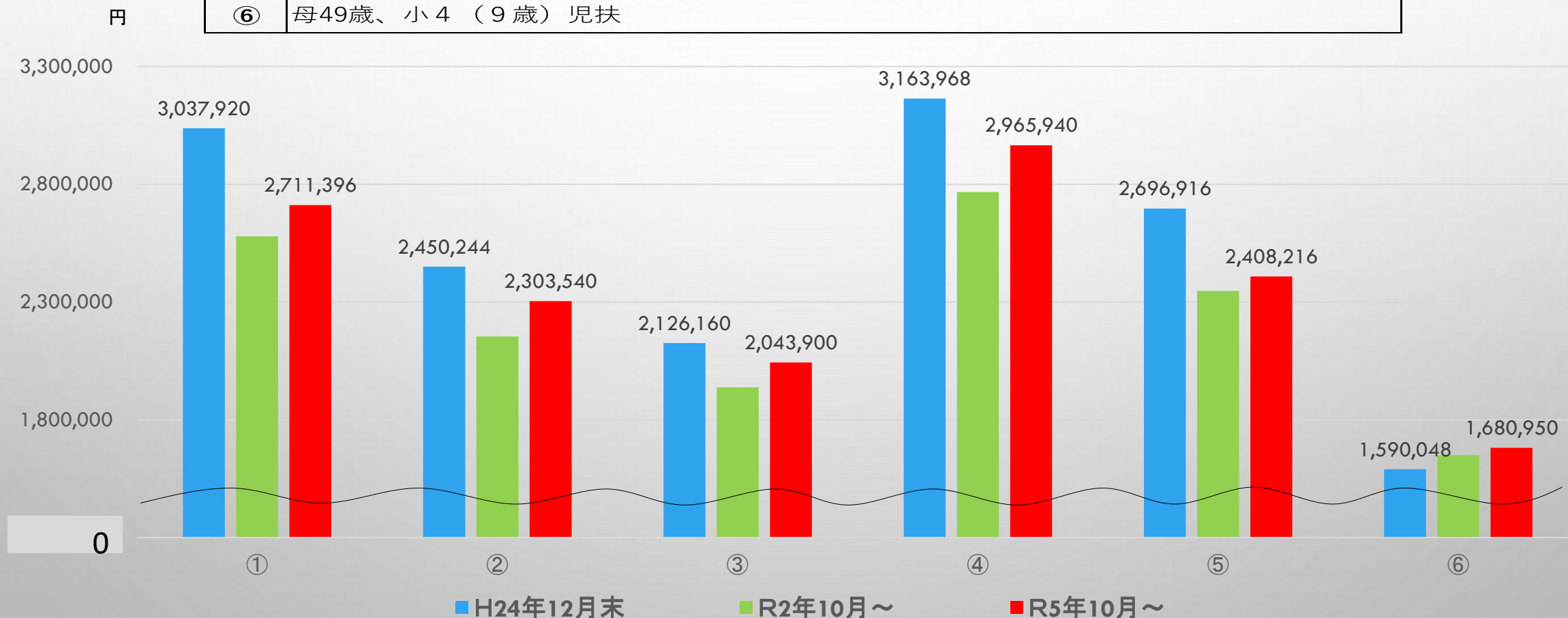
現状4 支給率の比較

令和5年度支給率



現状5 生活保護基準の推移

①	父40歳、母39歳、中1（12歳）、小5（10歳）、就学前（4歳）
②	父40歳、母39歳、小5（10歳）、就学前（4歳）
③	父40歳、母39歳、小5（10歳）
④	父33歳、母35歳、小6（11歳）、小4（9歳）、就学前（5歳）、就学前（1歳）
⑤	父46歳、母46歳、高校生（15歳）、中2（13歳）
⑥	母49歳、小4（9歳）児扶

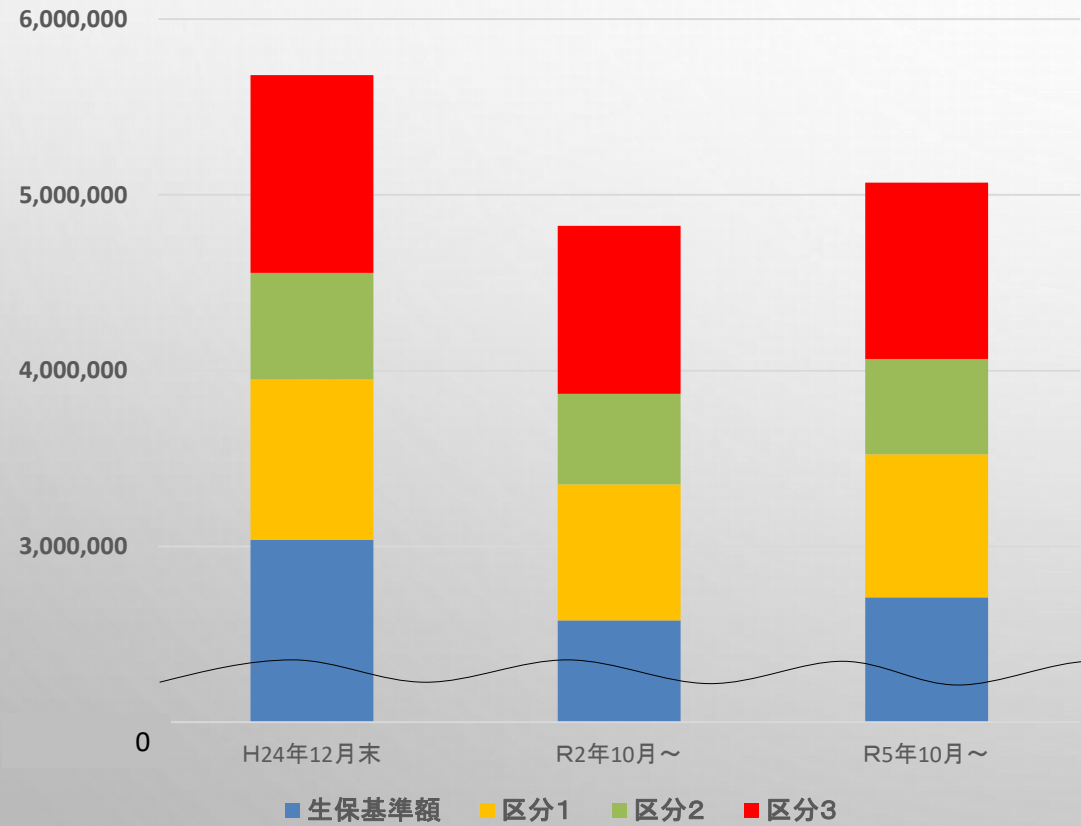


現状6 基準変更後の認定推移

モデル世帯			H24年12月末	R2年10月～	R5年10月～
1	父40歳、母39歳、中1(12歳) 小5(10歳)、就学前(4歳)	需要額	3,037,920	2,579,360	2,711,396
		区分1	3,949,296	3,353,168	3,524,815
		区分2	4,556,880	3,869,040	4,067,094
		区分3	5,680,910	4,823,403	5,070,311

円

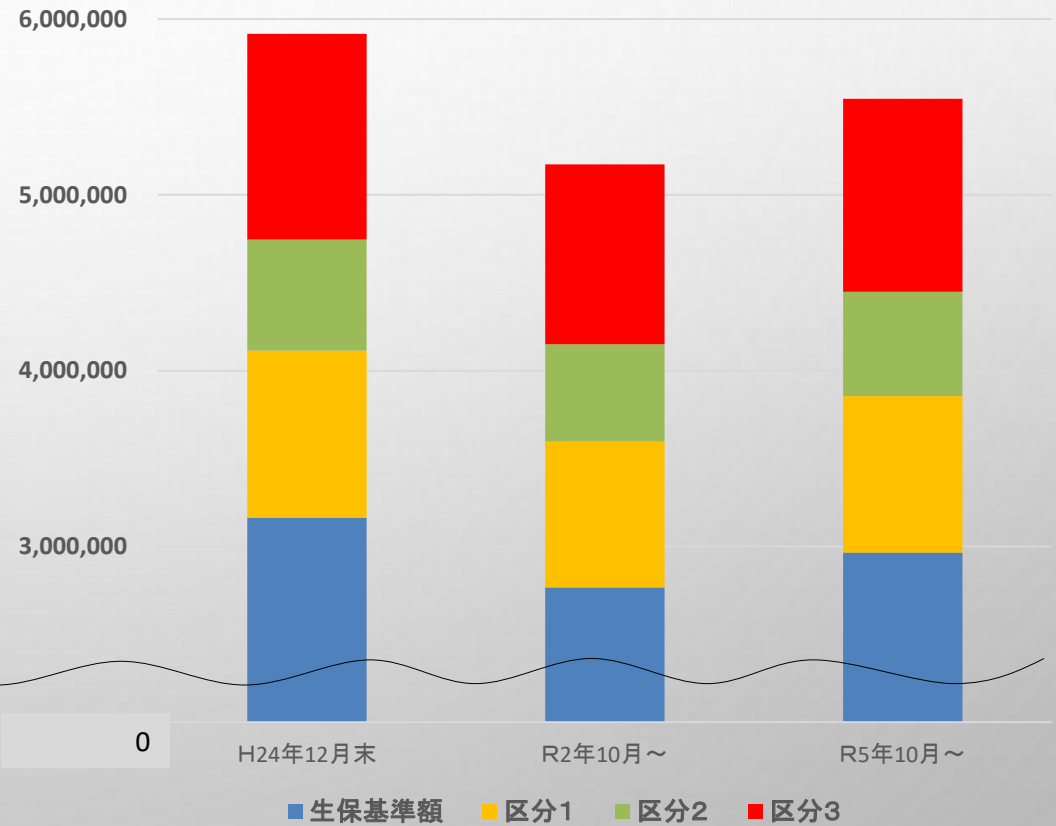
モデル世帯1



モデル世帯			H24年12月末	R2年10月～	R5年10月～
2	父33歳、母35歳、小6(11歳) 小4(9歳)、就学前(5歳)、就学前(1歳)	需要額	3,163,968	2,766,900	2,965,940
		区分1	4,113,158	3,596,970	3,855,722
		区分2	4,745,952	4,150,350	4,448,910
		区分3	5,916,620	5,174,103	5,546,308

円

モデル世帯2



現状7 保護者負担額と就学援助費

山口市立小・中学校における保護者負担額(令和5年度)

(単位:円)

学 年	保護者負担額								就学援助費		
	学校徴収金				学校徴収金以外			合計	学用品費	新入学 学用品費	合計
	学用品費	P T A 会費等	卒業アルバム	合計	学用品費	通学用品費等	合計				
小1	15,673	4,430		20,103	48,761	46,605	95,366	115,469	16,300	54,060	70,360
小2	11,862	4,430		16,292	7,571	3,667	11,238	27,530	16,300		16,300
小3	14,705	4,458		19,163	10,432	3,924	14,356	33,519	16,300		16,300
小4	14,929	4,418		19,347	38,097	3,667	41,764	61,111	16,300		16,300
小5	17,899	4,447		22,346	10,102	4,152	14,254	36,600	16,300		16,300
小6	19,015	4,379	8,159	31,553	3,577	3,667	7,244	38,797	16,300		16,300
中1	24,773	10,765		35,538	79,992	15,610	95,602	131,140	27,900	63,000	90,900
中2	25,199	10,765		35,964				35,964	27,900		27,900
中3	30,837	10,765	6,500	48,102				48,102	27,900		27,900

※保護者負担額は、学校からの報告額を基に子供一人当たりの平均的な経費を算出している。

現行制度の課題

- 1 平成25年度から、国が生活保護基準を段階的に見直す中で、本市では見直し前の基準額を採用しているが、社会経済水準において認定基準が適正となっているか検証が必要。
- 2 真に支援が必要な世帯に適切な援助内容（支給品目、支給金額）となっているか再検証が必要。

検討項目(案)

1 需要額算定上の課題について

①需要額算定に使用する生活保護基準の変更について検討

2 援助のあり方に関する課題について

①支給品目及び支給額の妥当性

・学用品費の支給額の検討